

校区外(区域外)就学について

事 由	許 可 条 件	添 付 書 類
地理的理由	通学の経路及び交通機関の関係によるもの。	校区外就学願 地図・通学計測距離(2校と自宅)
	通学途中の安全保障に著しく困難があるもの。	校区外就学願 地図にて危険箇所明記
身体的理由	ぜんそく等のため、緊急時に通院の必要上やむを得ないもの。	校区外就学願 医師の診断書等通院を証明できる書類
	身体の障害により、その学校が適当と認められるもの。	校区外就学願 医師の診断書等通院を証明できる書類
	特別支援学級への入級が必要な児童生徒で、指定校に該当する特別支援学級が設置されていない場合。	校区外就学願 ※ 教育委員会との事前協議必須
家庭の事情	自宅と、保護者が自営する店舗が異なっているため店舗等に帰宅することが適当なもの。(小学校のみ)	校区外就学願 店舗等の住所を証明できる書類
	両親等共働きのため、祖父母・親戚等に帰宅後の管理監督を依頼せざるを得ない客観的な状況にあるもの。 (小学校のみ)	校区外就学願 証明書(在職証明書) 委託書(預け先の承諾書)
	卒業又は当該学年終了までの期間が短いもの。	校区外就学願
	中学校在学者で、年度途中の異動が制服その他通学用品等、経済的負担荷重が考えられるもの。	校区外就学願
	家の新築等の融資事務手続き上住居地の異動がやむを得ない状況にあるもの。	校区外就学願 建築確認通知書または売買契約書等の写し
	住居の新築などにより転居することが確実なため、あらかじめ転居予定先の学校への就学を希望するもの。	校区外就学願 建築確認通知書または売買契約書等の写し
その他	教育的配慮が必要であると特に教育委員会が認めるもの。 (ただし、変更となる学校は教育委員会と協議の上決定する)	校区外就学願 学校長の意見書

- * 承認期間については、原則として1年とする。(年度途中の申請は年度末までとする)
- * 他市町村の学校を希望される場合は、校区外就学願を区域外学齢児童(生徒)就学願と読替え下さい。
- * 上記の内容は許可が可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。